

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

当市は、埼玉県の南端にあり、西側に朝霞市、東側に荒川を挟んで戸田市と境を接している。また、南側は東京都と隣接し、市域は都心から15~20km圏内におさまっている。東西2.5km南北4.9kmで面積は11.04km²である。

昭和45年10月31日、埼玉県で29番目の市として誕生。以来、東京の近郊都市として発展を続け、現在、人口は8万人を超えている。豊かな自然環境と便利な都市環境を合わせ持つまちとして、現在も大きく躍進を続けている。



② 和光市商工会の区分

和光市商工会は、昭和36年12月15日に、大和町商工会として発足する。昭和45年大和町から和光市に変わるのに合わせて、和光市商工会となる。

③ 想定される地域の災害リスク

【地震：和光市地域防災計画、J-SHIS】

当市の地震災害で記録に残るものに、1923年（大正12年）9月1日の関東大震災がある。被害は全壊3戸、半壊1戸、荒川沖積低地や水田跡であり、倒壊は地震動によるものである。地盤の液状化や地割れ形成等の有無については報告がない。

いずれにしろ、当時は人家が少なく、被害は軽微であった。

なお、2011年の東北地方太平洋沖地震では、本市の震度は震度5弱で、市内の被害は公共施設などの天井破損や壁に亀裂などであった。

平成26年度和光市地震被害想定調査では、平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査での想定地震に、防災上の観点から、全国どこでも起こりうる直下の地震（M=7.1）を加えた地震の中で、和光市への影響が大きいと考えられる次の3地震を被害想定の対象としている。

- ・東京湾北部地震（M=7.3）
- ・立川断層帯による地震（M=7.4）
- ・和光市直下の地震（M=7.1）

地震による被害は人々の行動や季節条件によって変わるため、平成26年度和光市地震被害想定調査では、季節・時刻の異なる以下の3ケースで想定を行った。風速については、強風時（8m/s）の条件で想定を行った。

- ・冬深夜
- ・夏12時
- ・冬18時

地震発生確率は、地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、市内全域が26～100%で、震度6強以上では荒川・新河岸川エリアを含む市内1/4程度の地域で26～100%という地点も存在する。

想定される地震に対する被害想定は以下のとおりである。

被害内容		単位	想定地震別の被害予測数量			
			東京湾北部	立川断層帯	和光市直下	
建物被害	全壊数	棟	412	0	250	
	半壊数	棟	1,836	53	1,401	
	火災被害（焼失棟数）	冬深夜	棟	59	0	0
		夏12時	棟	77	0	0
冬18時		棟	800	0	162	
人的被害	死者数	冬深夜	人	28	0	14
		夏12時	人	16	0	8
		冬18時	人	59	0	17
	負傷者数	冬深夜	人	241	6	184
		夏12時	人	145	5	108
		冬18時	人	192	5	123
	自力脱出困難者	冬深夜	人	187	0	119
		夏12時	人	125	0	80
		冬18時	人	128	0	81

ライフライン被害	電力（停電世帯数）	直後（火災なし）	世帯	3,181	16	—
		1日後 冬深夜	世帯	485	3	—
		1日後 夏12時	世帯	487	3	—
		1日後 冬18時	世帯	493	4	—
	電力（停電人口）	直後（火災なし）	人	6,871	35	—
		1日後 冬深夜	人	1,047	6	—
		1日後 夏12時	人	1,051	6	—
		1日後 冬18時	人	1,064	9	—
	通信（普通回線数）	1日後 冬深夜	回線	22	0	—
		1日後 夏12時	回線	23	1	—
		1日後 冬18時	回線	26	1	—
	都市ガス（供給停止）		件	22,775	4	—
	上水道	1日後 被害箇所	箇所	22	1	—
		1日後 断水世帯	世帯	11,390	686	—
		1日後 断水人口	人	24,601	1,482	—
	下水道	被害延長	km	43.1	32.1	—
		機能支障人口	人	17,272	12,874	—
	復旧日数	電力	日	6	1	—
		通信	日	14	1	—
		都市ガス	日	55	0	—
上水道		日	3	1	—	
下水道		日	11	8	—	
生活支障	避難所避難者	1日後 冬深夜	人	10,408	101	6,582
		1日後 夏12時	人	10,665	101	6,585
		1日後 冬18時	人	21,948	101	9,281
		1週間後 冬深夜	人	8,673	84	5,485
		1週間後 夏12時	人	8,888	84	5,487
		1週間後 冬18時	人	18,290	84	7,734
		1ヶ月後 冬深夜	人	5,204	50	3,291
		1ヶ月後 夏12時	人	5,333	50	3,292
		1ヶ月後 冬18時	人	10,974	50	4,461
	帰宅困難者	平日18時	人	11,284	11,284	—
		休日18時	人	7,502	7,427	—
	エレベータ停止	直後の停止台数	台	36	15	—
		1日後の停止台数	台	28	15	—
	震災廃棄物（重量）	冬深夜	トン	25,967	0	9,684
		夏12時	トン	29,223	0	9,684
		冬18時	トン	153,152	0	37,325
	震災廃棄物（重量）	冬深夜	m ³	22,179	0	6,957
		夏12時	m ³	25,818	0	6,957
		冬18時	m ³	160,910	0	36,967

「—」は、平成26年度和光市地震被害想定調査の中で被害想定を行っていない項目である。

【風水害：和光市地域防災計画】

当市における風水害の記録のうち、実態が把握されている主なものは、次のとおりである。

- (1) 昭和 33 年 9 月の台風 22 号
- (2) 昭和 41 年 6 月の台風 4 号
- (3) 昭和 57 年 9 月の台風 18 号
- (4) 平成 17 年 9 月の集中豪雨等
- (5) 平成 26 年 6 月の集中豪雨

これらの台風等による豪雨では、床上・床下浸水、土砂災害では家屋の全壊・半壊等多くの被害を出した。

現在、白子川、越戸川及び谷中川の河川改修は一部未了であるが、これら各河川による床上・床下浸水の大きな被害は出ていない。しかし、越戸川・谷中川の合流点付近上流とそれより下流や、白子川沿いなどの谷底平野部分での内水災害の発生が記録されている。

土砂災害としては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された、白子川左岸部及び谷中川右岸の台端部（段丘崖部）での崖崩れ・土砂崩れ災害が予想される。

埼玉県は、新河岸川を「洪水予報河川」に指定している。そして、洪水予報区間で氾濫した場合の浸水想定を行い、平成 18 年 5 月に「荒川水系新河岸川浸水想定区域図」として公表した。市では、この結果を基に、「和光市洪水ハザードマップ（新河岸川）」を取りまとめている。さらに、県では、新河岸川に市外で合流する「水位周知河川」である柳瀬川と黒目川の水位周知区間を加えた範囲での浸水想定を行い、平成 21 年 3 月に、「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」として公表している。

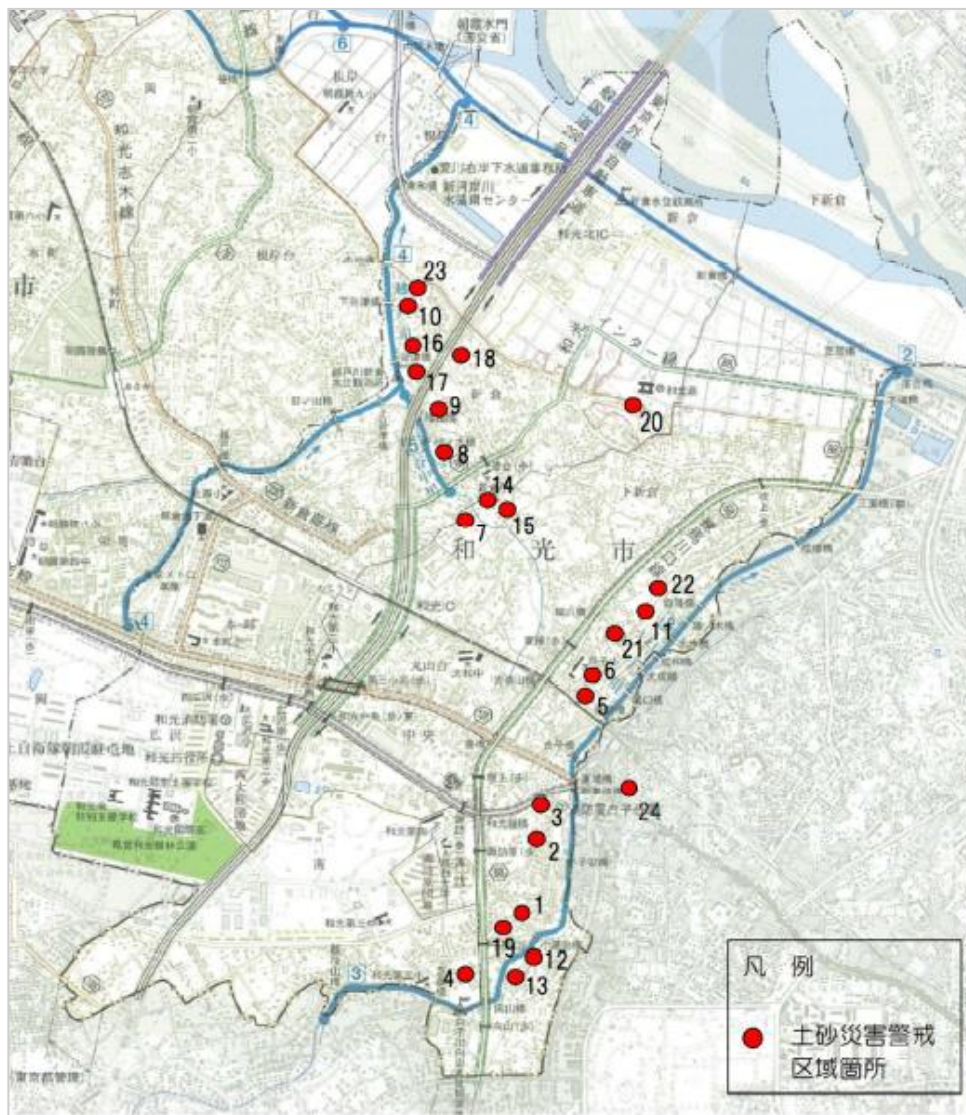
また、国（国土交通省関東地方整備局荒川上流・下流河川事務所）は、水防法に基づき、荒川水系荒川（河口から上流 89.8km まで）と支川（入間川、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川）を「洪水予報河川」に指定している。そして、洪水予報区間で氾濫した場合の浸水想定を行い、平成 28 年 5 月に「荒川水系荒川及び入間川流域洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」として公表している。市では、この結果を基に、「和光市洪水ハザードマップ」を取りまとめている。

大雨による浸水被害の想定は以下のとおりである。

区域		想定	新河岸川	荒川
			100 年に 1 度の大雨	200 年に 1 度の大雨
浸水区域	5m 以上	—		荒川河川敷内
	2m～5m		新倉 6・8 丁目・下新倉 6 丁目の一部	新河岸川右岸堤防の南側 1,000m の地域（吹上観音下～新倉交番～赤池橋）
	2m 未満		① 新河岸川右岸堤防の南側 800m の地域（吹上観音～県和光高校～新倉氷川八幡神社） ② 白子川沿い上流、約 2.5km の地点までの地域。浸水幅、最大 100m	① 新河岸川右岸堤防の南側 1,100m の地域（東明禅寺～坂下庭球場～新倉氷川八幡神社） ② 同左

内水氾濫が生じやすい地形には、平地の中より低い個所である後背湿地・旧河道・旧沼沢地、市街地化の進んだ丘陵・台地内の谷底低地、台地上の凹地や浅い谷などがある。地下へ通じる階段、鉄道や道路の下をくぐる立体交差部のアンダーパス、周囲より低くなっている窪地などの道路は、水が溜まりやすく危険である。

埼玉県は埼玉県地域防災計画において、土砂災害の危険地区等を明らかにしている。また、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりといった土砂災害から住民の生命と身体を保護するため、平成13年4月に施行され、平成27年1月に改正された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定している。市内では、土砂災害警戒区域が24箇所指定されており、そのうち、19箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。



(2) 商工業者の状況（和光市産業振興計画（改訂版）：平成 29 年 3 月）

市内商工業者の数・分布は以下の通り。

	商工業者数	事業所の立地状況等
製造業	184	市内各地に点在しているが、和光北インター周辺の工業団地エリアは荒川・新河岸川付近の浸水区域に含まれている
建設業	239	市内各地に点在しているが、水道道路周辺にある資材置き場などは荒川・新河岸川付近の浸水区域に含まれている
卸・小売業	406	和光市駅周辺に密集するが、市内に広く分布する
サービス業	678	和光市駅周辺に密集するが、市内に広く分布する
その他	216	市内に広く分布する
合計	1,723	

※小規模事業者数：1,176（平成 30 年度 埼玉県商工会連合会データ集より）

(3) これまでの取組

① 和光市の取組み

(a) 地域防災計画の策定

埼玉県では、平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査結果の反映、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難確保に関する事項の追加、土砂災害警戒体制の整備並びに土砂災害警戒情報の発信に関する事項の追加、被災者生活再建支援制度の改訂のため、平成 21 年 1 月に埼玉県地域防災計画を改定した。

これを受け、和光市防災会議では、平成 21 年度和光市地震被害想定調査結果を踏まえた震災対策の見直し、風水害に係る水防計画及び体制の見直し、風水害に係る土砂災害への対応、組織変更への対応、資機材の備蓄数量や協定の締結時期等の情報の更新等を考慮し、これまでの災害対策を見直し、平成 23 年 4 月に和光市地域防災計画を改定した。

その後埼玉県が東日本大震災の教訓を反映して修正した「埼玉県地域防災計画」に整合を図るため、平成 25 年 4 月と 10 月に和光市地域防災計画の修正を行い、平成 28 年 2 月には、災害対策基本法や土砂災害防止法、水防法等の改正や埼玉県地域防災計画改定との整合を図ること及び、平成 26 年度和光市地震被害想定調査の結果を反映した。

直近の改定（平成 31 年 3 月）では、前回からの改正以降、法制度の改正等により和光市地域防災計画に記載されている文言及び数値に変更が生じていたことから、現行法制度等の内容に即した改正を行った。

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき和光市防災会議が策定する計画であり、和光市の地域に関する災害対策に関し、和光市、県及び関係機関、公共的団体等がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

(b) 第4次和光市総合振興計画による防災・減災に関する各施策の推進

大規模自然災害への備えに関しては、当市が目指す都市の将来像「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」を掲げた「第四次和光市総合振興計画」（平成23年度～令和2年度）の中で、4つの基本目標の中の1つとして「安らぎと賑わいのある美しいまち」を挙げ、防災に取り組むまちづくりを推進してきた。

現在、次の10年に向けての「第五次和光市総合振興計画」が検討されているが、その中でも近年増加する自然災害への備えの重要性が高まっていることから、引き続き防災・減災に関する各施策を強化するところである。

(c) 総合防災訓練の実施

東日本大震災を契機に、平成24年から住民参加型の防災訓練を実施している。大雨による洪水と土砂災害、直下型地震を想定した火災、水害、土砂災害、停電、断水などの複合型の災害を想定し、避難広報訓練、市民避難訓練、避難所開設運営訓練、応急救護所開設運営訓練、等での情報収集訓練などを行っている。市、消防、警察署、自治会連合会などが参加。平成30年からは和光市災害時通訳・翻訳ボランティアの協力も得て、外国籍市民への通訳をしていただく支援等を行っている。

(d) 防災に関する情報提供

災害が起きたとき、またその後の生活に役立つ知恵や技について掲載した「防災ガイド&ハザードマップ」を平成19年に発行し全戸配布している。またハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、市のホームページにおいてポータルサイト「防災インデックス」を設けワンストップでの情報提供に取り組んでいる。提供しているコンテンツは次のとおりである。

○避難所

- ・一次避難所・二次避難所

○知識・情報

- ・防災ガイド&ハザードマップ・災害時伝言ダイヤル・伝言板の利用
- ・災害に備え準備・防災行政無線・防災倉庫・災害協定

○消防

- ・和光市消防団・和光消防署

○計画・資料

- ・地域防災計画・和光市防災会議・和光市地震被害想定調査・揺れやすさマップ
- ・液状化危険度マップ・洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ

○リンク

【埼玉県関連】

- ・埼玉県HP：消防防災・イツモ防災・AED普及啓発資料
- ・埼玉県南西部消防本部・埼玉県住まいづくり協議会

【国関連】

- ・内閣府防災情報・消防庁防災情報・国土交通省防災情報提供センター・気象庁等
- ・リアルタイム川の防災情報（新河岸川・越戸川・白子川）

(e) 防災備蓄品

和光市地域防災計画に基づき災害時用備蓄品を定めており、県と市の共同備蓄品目として主食、主食（要配慮者用・お粥等）、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶、毛布、石油ストーブ、トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ（大人用／子ども用）、生理用品、自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク、タオル、医薬品セット、給水袋について、それぞれ計画数を定め備蓄している。

また、市独自の備蓄品として、副食、ろうそく、LEDライト、電池、敷きマット、ブルーシート、携帯ラジオ、非常用電話を備えている。

② 和光市商工会の取組み

(a) 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣（ハンズオン支援）について会合や会報等を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知も行ってきたのをはじめ、当会の情報発信ツールである当会ホームページや会報において、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

(b) 事業者BCP策定セミナーの受講促進

これまで、当会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して、管内の小規模事業者への周知等を行っている。

(c) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、(1)中小企業PL保険制度、(2)ビジネス総合保険制度、(3)海外PL制度、(4)全国商工会情報漏えい保険、(5)業務災害補償プラン、(6)商工会の休業補償制度について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。また小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、埼玉県火災共済協同組合及び埼玉県商工会連合会等と連携した普及・加入促進を行っている。

(d) 防災備蓄品

携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、コンロ、工具類、スコップ、ポリバケツ、タオル、ライター、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

II 課題

当市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は、業種では、製造業者、建設業者、運輸業者、フランチャイズに加盟するコンビニエンスストアなどであり、どの業種・業態においても、その事業者はごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。

したがって、事業所BCPの策定に関する市全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、市、商工団体のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

応急対策に関する市と商工団体の連携体制が整っていない

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、2者の連携・協力体制が具体化されていない。

Ⅲ目標

和光市地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

① 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

② 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

和光市商工会と和光市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

① 事前の対策

当市の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取組めるように以下の内容に取組む。

(a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を図る為、当会の年度事業計画に次の内容の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

・広報等による啓発活動

当市のハザードマップを商工会事務所内に掲示するほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む事業者の紹介等を行う。

・ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問する際、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を本所・本会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

・リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得の損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

商工会議所・商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え、 ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え、 ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等の関する賠償保障
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

・事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所（洪水による冠水・浸水約300社、地震による全壊・半壊220社、土砂災害による被害30社）を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○BCP策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

○BCP策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

○個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

(b) 和光市商工会自身の事業継続計画の作成

現在、和光市商工会では、事業継続計画は策定していない。

今後、令和2年12月迄に商工会業務継続計画を作成する予定である。

今後2年サイクルで計画更新を行う。

(c) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

(d) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

(e) 訓練の実施

当会は市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、本市との連絡ルートの確認等を行う。

② 発災後の対策

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(a) 応急対策の実施可否の確認

・ 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で2者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■ 2者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2) 被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを2者間で整備する。

・ 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当市、当会2者それぞれのBCPに従い安否確認を行う。安否確認の際、

- (1) 本人・家族の被災状況、(2) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、
- (3) 出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

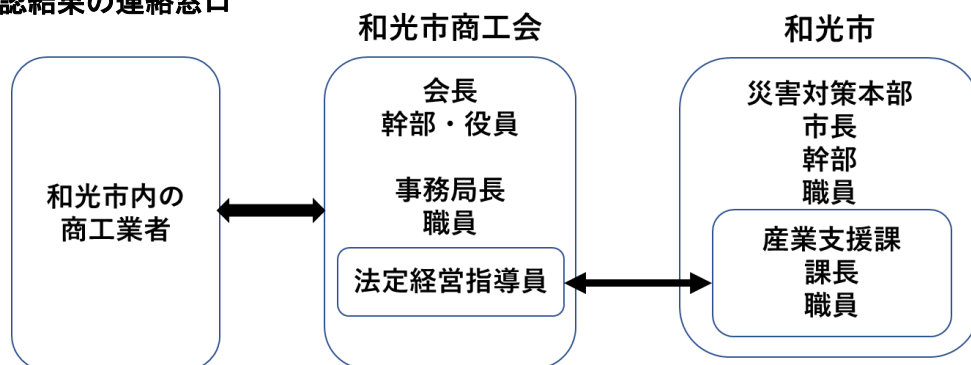
■ 各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
和光市産業支援課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
和光市商工会	○職員：発災後1時間以内に携帯電話・メールにて確認 ○幹部：3時間以内に携帯電話・メールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話・メールにて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

・安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、2者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

■安否確認結果の連絡窓口



(b) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて2者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、2者間で協議し、(仮称)和光市事業継続力強化支援協議会長(市産業支援課長)が決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

■被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内0.1%程度の事業所で、床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（9時、14時）共有する
1月以内	1日に1回（9時）共有する
1カ月超	2日に1回共有する

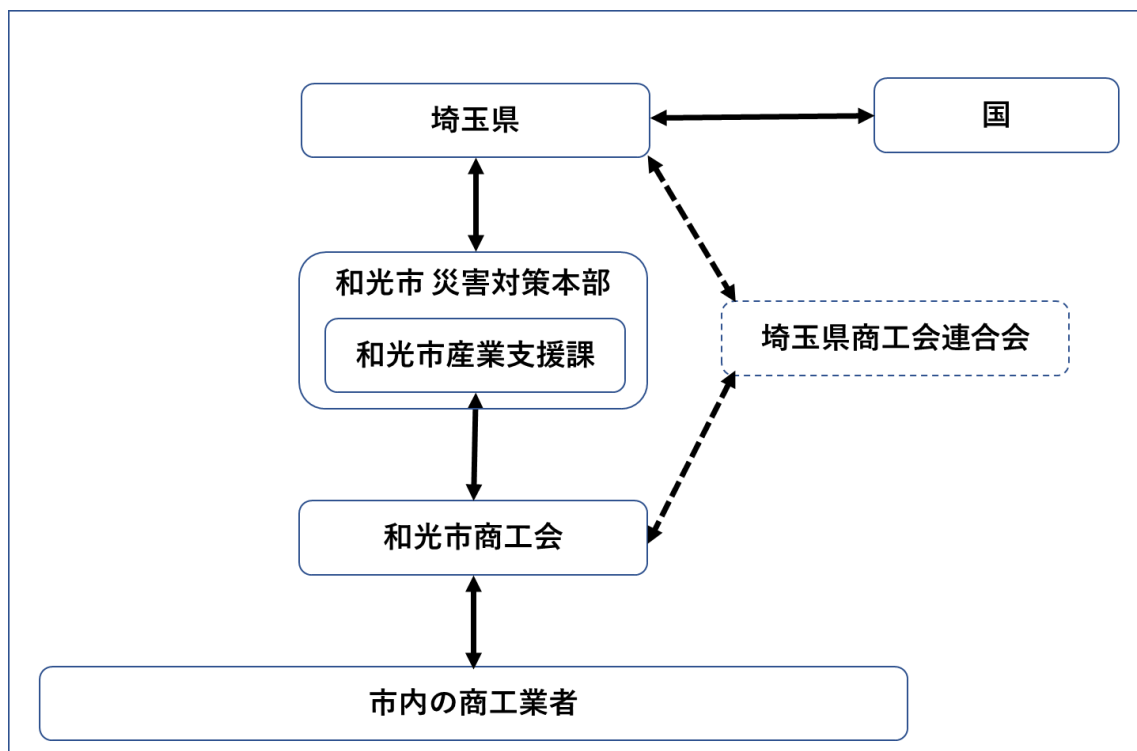
③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

(a) 連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び相互連絡を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

■連絡体制図



(b) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、(仮称)和光市事業継続力強化支援協議会長(市産業支援課長)が和光市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

(c) 被害の確認方法・被害額の算定方法

・被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、2者で共通で用いるものとする。

・被害額の算定の対象

市防災地域計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

■非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

■商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産(商品・製品、仕掛品、原材料)、有形償却資産(構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置)の被害とする。

・被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な費用(再調達価格:損壊した資産と同じ資産を今購入したらいくら支払わなければならないか)を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

■算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	市災害対策本部報告の該当
非住家 の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。 延べ床面積の70%以上の損 壊等	事業の復旧に必要な撤 去費（解体・運搬・処 分費）と再調達価格を 求める	○
	半壊	基本的機能の一部を喪失し たもの。補修が可能なもの		○
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損窓 ガラス破損程度は除く	事業の復旧に必要な修 繕費を求める。	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に 使用不可の浸水	事業の復旧に直接関係 しない経費は除く	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水 したもの		
商工被 害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄せざるを 得ないもの	仕入原価・製造原価を 求める	○
	構築物・車両 運搬具・工具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せざるを得 ないもの	事業の復旧に必要な撤 去費（解体・運搬・処 分費）と再調達価格ま たは修繕費を求める	○

※ 被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積りの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）と表記して区分することとする。なお、構築物は建物と一体となった建物附属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉、舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

・共有した情報の県等への報告方法

当会・当市の2者間で共有した情報については、県の指定する方法により当市から県へ報告するものとする。また当会は県連合会へも報告するものとする。

④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

(a) 相談窓口の開設

当会は、市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

(b) 管内小規模事業者の被害状況の確認について

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

段階	時間経過	被害 調査 の内容	確認 の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に携帯電話・メール
		大まかな被害の確認調査 (職員 参集可否・居住地周辺 被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後～ ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

(c) 被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

○県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

○被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

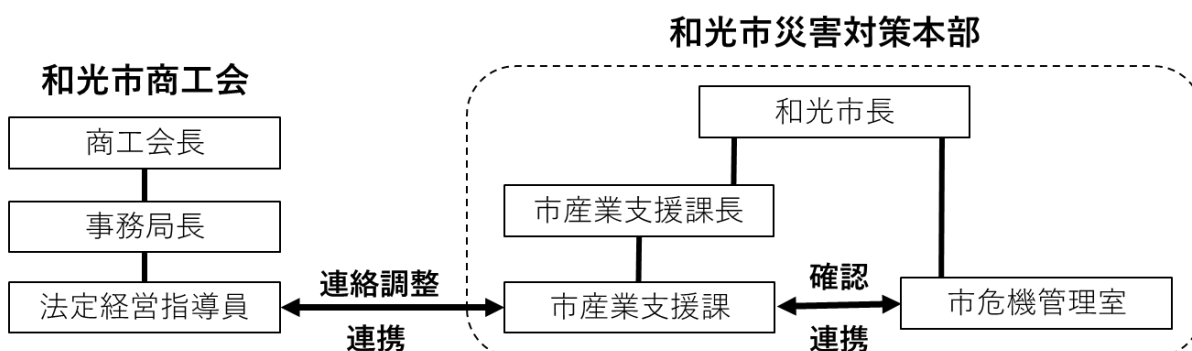
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



※市は必要に応じ、和光市災害対策本部を設置する。

事務局長	1名	商工業者数	1,606
経営指導員	3名	小規模事業者数	1,176
補助員	2名	会員数	840
その他職員	1名		(令和2年3月時点)
計	7名		

(仮称) 和光市事業継続力強化支援協議会 (事業の企画立案・評価・見直し機関)
【構成員】
○ 和光市：産業支援課長
○ 和光市商工会：事務局長、法定経営指導員 1名
【外部有識者】※ 必要に応じて招へいする
○ 専門家、連携する損保会社等

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
(和光市商工会)
 - 氏名 田村 敏
 - 連絡先 TEL 048-464-3552

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

商工会議所、商工会の各法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所 B C P の策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年 1 回、（仮称）和光市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

（３）商工会、関係市町村 連絡先

① 商工会（和光市商工会）

〒351-0114 埼玉県和光市本町 31-2-109
TEL 048-464-3552 FAX 048-464-3554
info@wako-sci.or.jp

② 関係市町村（和光市）

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1-5
TEL 048-464-1111 FAX 048-464-1192
産業支援課：c0300@city.wako.lg.jp

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定支援研修開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料	20	20	20	20	20
2. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
3. 個社支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
4. 普及・啓発費 ・ポスター・チラシ 印刷費	30	30	30	30	30
5. 評価会議開催費 ・専門家謝金・旅費 ・会議費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入等 ただし、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

